

令和元年 10 月 11 日

10 月 11 日の国家戦略特区に関する毎日新聞記事について

国家戦略特区諮問会議民間議員
特区ワーキンググループ座長
八田達夫

国家戦略特区諮問会議民間議員一同および特区WG委員有志で、今年7月以来、三度にわたって毎日新聞社に対する抗議声明を出し、対応を求めている。しかし、いまだに対応がなく、抗議声明の内容すら報じられていない。

そんな中、10月11日、毎日新聞で関連の記事が掲載された。抗議声明に関連して衆議院予算委員会での質疑（今井雅人議員の質問）が行われたことを取り上げ、「安倍首相が防戦に追われる場面があった」、「あいまいな説明に終始したため、野党側は反発した」、「つじつま合わせに躍起になった」、「政府としての見解は迷走した」などと記載している。私たちの抗議声明と過去の安倍総理の答弁が「逆の主張」だと指摘されているが、ここがそもそも根本的に間違っている。だから、質疑に関しても「防戦」、「あいまい」、「つじつま合わせ」、「迷走」などと誤って捉えることになる。

根本的な間違いは、「規制改革」と「事業者認定」のプロセスの混同だ。

何度も繰り返していることだが、改めて説明しておく、「規制改革」のプロセスでは、事業者や自治体などの提案を受け、関係省と協議し、制度の改革を実現する。

実現すれば、新たな規制は、提案者だけでなく、広く一般に適用される。提案募集は、提案を審査して選定や採択を行う目的ではなく、あくまで規制改革を実現するために必要なアイデアや情報を集める目的で行っている。特区WGは、この「規制改革」プロセスを担い、提案者と特区WGの間に利益相反の余地はない。提案者に対する助言などは、特区WG委員の本務として当然に行っている。

毎日新聞は、この点を間違っ、特区WG委員が提案者に助言すると「利益相反」にあたりと指摘しているが、明白に事実と反する。

一方、国家戦略特区では、第一段階で「規制改革」（特区限定の特例措置）が実現したのちに、第二段階として、実際に特区で特例措置の適用を受ける「事業者認定」のプロセスがある。

こちらは、特例措置が制度化されたのち、改めて公募を行って事業者を募り、特区諮問会議での審議を経て、認定がなされる。

これは提案募集とは別のプロセスであり、特区WGは「事業者認定」は担当しない。

2018年の国会での安倍総理の答弁は、獣医学部新設に関して、「規制改革」から「事業者認定」に至るプロセスを包含して、総理自身が自分で決定できる仕組みでないことを発言されたものだ。

これは、そのとおりであり、細かな言葉尻は別として、「特区WGが提案の審査・選定はしない」ことと、何ら矛盾していない。

毎日新聞はいい加減に「迷走」をやめ、制度の正確な理解に基づき、正しい報道をすべきである。